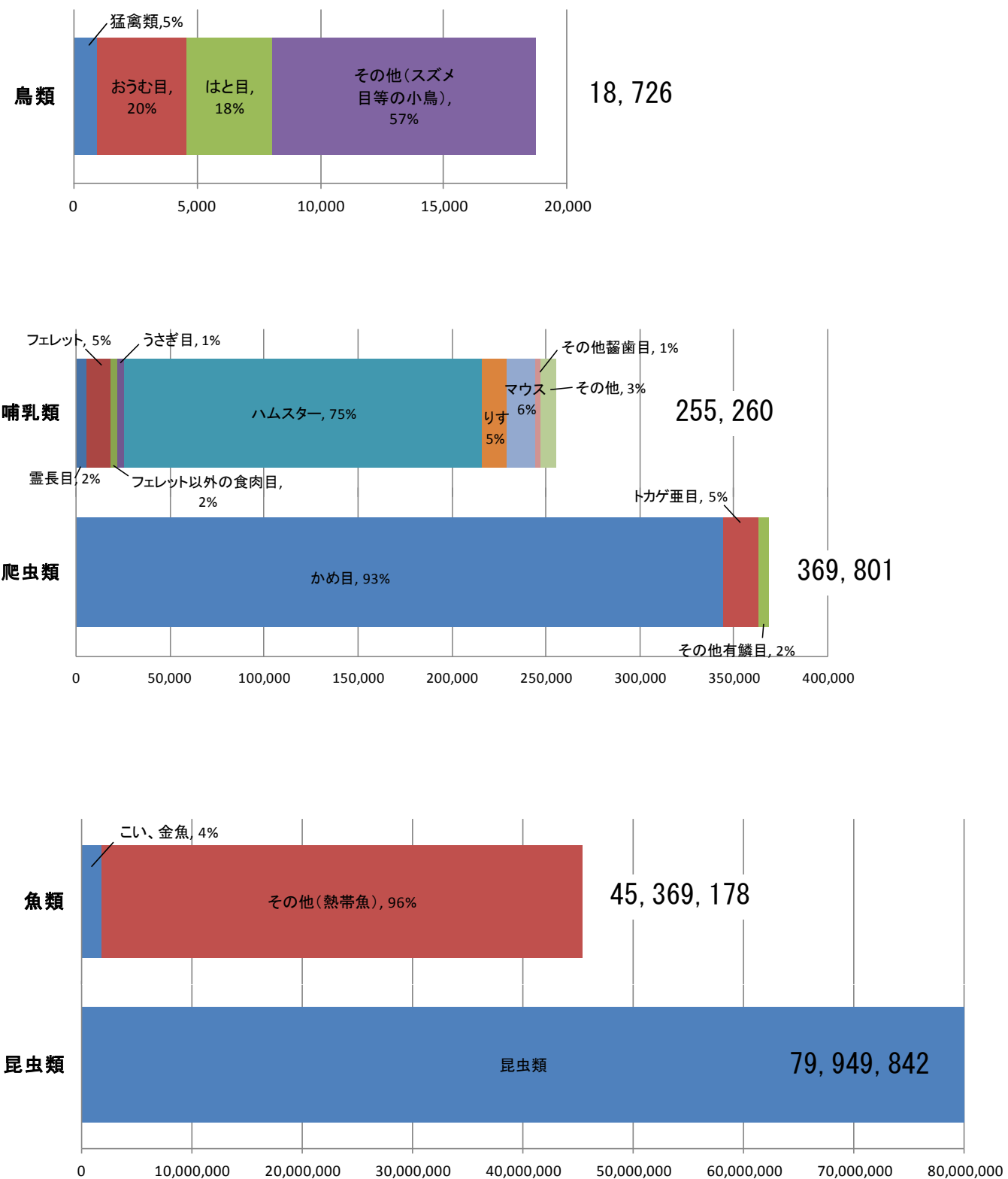


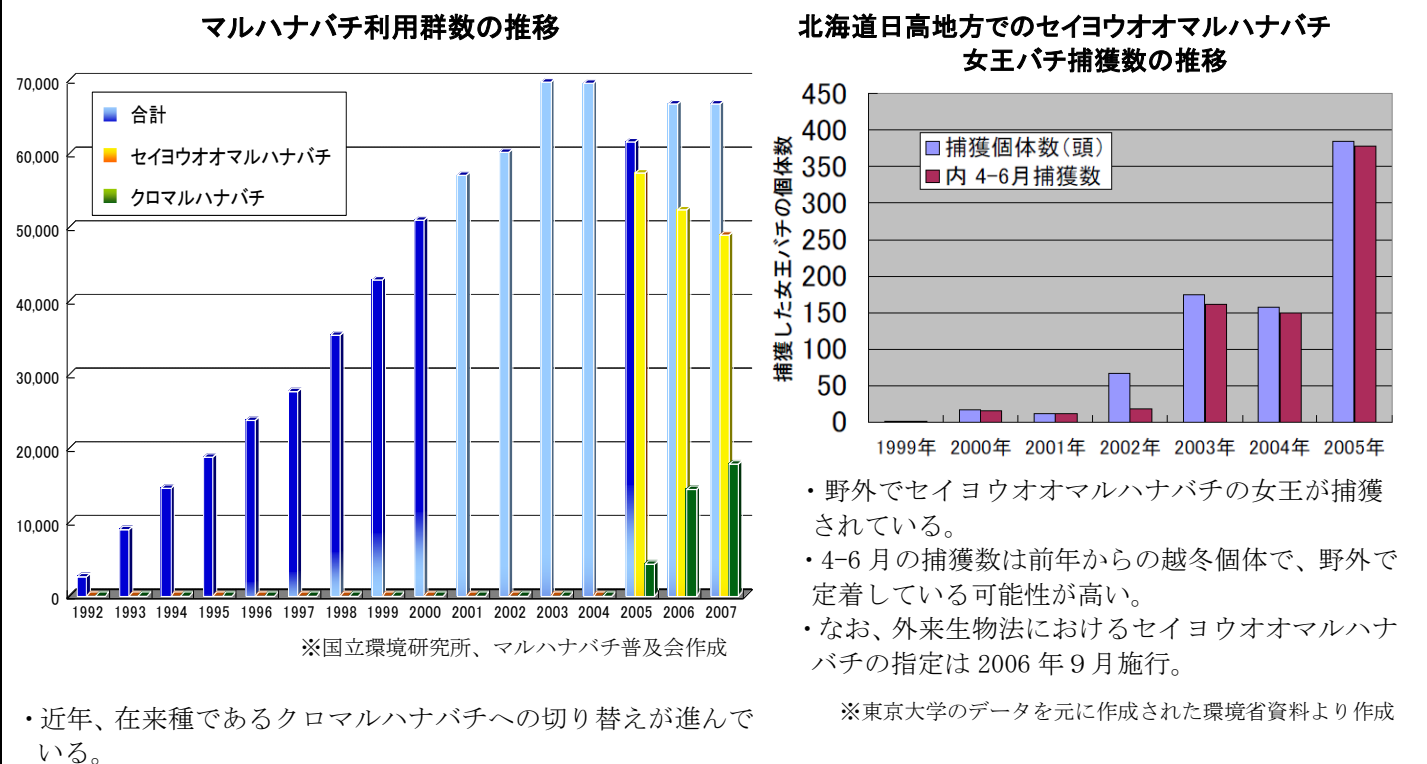
生きた動植物の国際的な輸送等

●日本は多くの国から生きた動植物を大量に輸入している。例えば、観賞魚は年間数千万匹に及び、昆虫類ではさらに多くの数が輸入されている。



平成 22 年 (2010 年) 貿易統計における輸入量 (頭数) 出典:財務省貿易統計

●セイヨウオオマルハナバチ (特定外来生物) は、年間数万のコロニー (女王バチ、働きバチを含む集団) がハウストマトの受粉用に輸入されている。  
 ●現在、外来生物法の施設の基準に基づき利用の際には逃げ出さないための措置がとられているが、北海道では野外に定着し、在来のマルハナバチと競合している事例が報告されている。



●タンカーのバラスト水に混入して持ち込まれる動植物など、非意図的に導入される外来生物も数多い。



◆ムラサキガイ  
 ●バラスト水への混入や船体への付着が導入の原因と推測されている。  
 ●次のような問題が指摘されている。  
 ○付着生物 (カキなどの貝類、フジツボなど) との競合  
 ○在来種キタノムラサキガイとの交雑  
 ○増殖した個体による水質汚染

◆ワカメ  
 ●日本や韓国周辺から逸出し、ニュージーランドやオーストラリア、ヨーロッパなどで問題となっている。  
 ●在来の海藻を駆逐するほか、ロブスター養殖のカゴに付着して海水の流入を妨げロブスターが死ぬ被害もある。  
 ●IMO (国際海事機関) は本種を「海洋環境に顕著な影響を及ぼす生物」に挙げている。

船舶のバラスト水中に混入するプランクトン等の生物が、バラスト水の排出に伴って本来の生息地でない場所に移動することにより、生態系に有害な影響を与え、経済活動等に被害をもたらすことが国際的に問題となり、2004年 (平成 16 年) 2月に IMO において、バラスト水管理条約\*が採択された。

\*船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約 2004 年 (平成 16 年) に採択、未発効。  
 有害な水生生物及び病原体の移動による環境、人の健康等への危険を防止することを目的として、バラスト水の管理方法及び処理基準等を規定している。